

神野山ふれあいの森（映山紅周辺エリア）施設管理運営等事業
指定管理候補者に関する覚書（案）

山添村（以下「甲」という。）と指定管理候補者●●（以下「乙」という。）は、神野山ふれあいの森（映山紅周辺エリア）施設における指定管理者としての管理運営業務の開始までの期間について、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、本施設における指定管理者としての管理運営業務（以下「指定管理業務」という。）を適正かつ円滑に実施するために、指定管理業務が開始されるまでの期間において、甲と乙が相互に協力し、本施設の開業準備及びその後の運営に向けて取組む事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本覚書において使用される用語の意義は、本覚書において別途定義される場合を除き、甲と●●グループを構成する●●、●●及び●●の間で締結された令和●年●月●日付神野山ふれあいの森（映山紅周辺エリア）施設管理運営等事業基本契約書（以下「基本契約」という。）の定めるところによる。

（指定管理候補者の選定及び意義）

第3条 甲及び乙は、本事業に関して、公募プロポーザル方式による選定手続により、●●グループが事業予定者として決定され、●●グループの構成法人のうち乙が指定管理候補者として、本施設の指定管理者に指定される予定であることを確認する。

2 甲及び乙は、本事業に関して甲が指定管理候補者を選定する意義は、乙が開業準備業務による施設管理運営業務の事前準備等と合わせて、指定管理業務の開始前より民間事業者のノウハウや新規提案を積極的に取り入れながら事前マネジメントの実施、事業計画案の精査や独立採算業務の事前準備等を実施することで、本施設の開業後の指定管理業務が円滑に進み、本事業の事業目的である“旅の目的地として選ばれる魅力ある神野山を実現すること”と、“賑わいが村内各所に波及することで村全体が活性化し、持続可能な山添村の実現を図ること”を円滑に実現することを目的とするものであることを確認する。

（公共性の尊重）

第4条 乙は、本施設の設置目的、指定管理候補者の意義及び指定管理業務の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第5条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本覚書を誠実

に履行しなければならない。

(本覚書の期間)

第6条 本覚書の期間は、締結日から指定管理業務の開始日の前日までとする。

(指定管理者の指定及び指定管理者基本協定の締結)

第7条 甲及び乙は、本覚書の締結後、指定管理者基本協定の締結に関する協議を開始するものとする。

- 2 山添村議会が乙を本施設の指定管理者として指定する議案を可決した場合には、甲は乙を本施設の指定管理者に指定し、甲及び乙は指定管理者協定を締結するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、前項に定める議会の議決が得られない場合、又は議会の議決を得るまでの間に乙を指定管理者として指定することが著しく不相当と認められる事由（第10条に定める本覚書の解除事由が生じた場合を含むがこれに限定されない。）が生じた場合は、甲は乙を本施設の指定管理者に指定せず、指定管理者協定を締結しない。
- 4 前項の場合において、乙が本事業に関して負担した一切の費用（応募に関する費用及び指定管理候補者業務のために負担した費用を含むがこれらに限定されない。）は乙の負担とし、甲は一切の補償その他の支払いを行わない。

(指定管理候補者業務)

第8条 乙は、本覚書の期間中、本募集要項及び本提案書類に従い、指定管理候補者業務として、以下の業務を行う。

- (1) 事業計画案の検討及び関係団体との協議調整
 - (2) 事前マネジメント
 - (3) 本施設供用前の各種準備（独立採算業務分）
 - (4) 事前広報・誘客（事業者対応分）
 - (5) 内装設備・什器備品関係（事業者対応分）
 - (6) その他指定管理候補者として必要と判断する業務
- 2 乙は、善良な管理者の注意をもって、村と協議のうえ前項の業務を行うものとする。

(費用負担)

第9条 乙による指定管理候補者業務に要する費用については乙の負担とし、甲は乙に対する支払いを行わない。

(本覚書の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面で通知するこ

とにより、本覚書を解除することができる。

- (1) 本覚書のいずれかの規定に違反した場合において、甲が相当期間の是正期間を設けて当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該期間内に当該違反が治癒されないとき。
- (2) 本募集要項に規定する応募者の遵守すべき事項に反したことが明らかになったとき、又は募集要項等に定める参加資格要件を欠くに至ったとき（ただし、これに対応する手当てを行い甲の承諾を得た場合を除く。）
- (3) その他基本契約に定める解除事由が生じたとき。

(権利義務の譲渡等)

第 11 条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本覚書上の地位並びに本覚書に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

(本覚書の変更)

第12条 本覚書は、甲及び乙の書面による合意がなければ変更することができない。

(準拠法)

第13条 本覚書は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

(裁判管轄)

第14条 本覚書に関する紛争（調停を含む。）については、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第15条 本覚書に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本覚書に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して定める。

以上を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 住 所 奈良県山辺郡山添村大字大西 151 番地
山添村
代表者名 山添村長

(乙) 指定管理候補者